



秋田市地域住民用小規模堆雪場事業 事業の手引き



令和2年度版

秋田市建設部道路維持課ゆき対策担当

1. 事業の目的

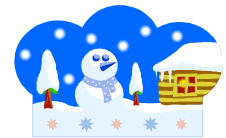
市民の方から寄せられる要望の中には、自分で除雪をしたくてもよせる場所がないという声が多く聞かれることから、空き地の所有者の方より堆雪場所を提供していただくための一助として、一定の場合にその土地の固定資産税の一部を減免しようとする事業を行うものです。

2. 事業の概要

住宅地内の空き地を地域住民用堆雪場として町内会・自治会に無償で貸付けしていただいた場合に、その土地の固定資産税の一部を減免する事業で、対象となるための要件等は以下のとおりです。

(1) 基本要件

- 町内会・自治会の範囲に属する又は隣接する概ね150㎡（約45坪）以上の土地
- 町内会・自治会と土地所有者が書面により使用貸借契約を締結し使用すること
- 貸付期間が12月から翌年3月末日までの期間を含むこと
- 賃料が無償であること



(2) 事業の対象

- 農地の場合は農地（一時）転用手続きが終了していること
- 原則として一筆単位であること
- 公道に接していること又は通行に制限がない私道などに接していること
- 堆雪場専用に利用すること
- 近隣状況から不要と認められる土地でないこと

(3) 立地条件（別紙に事例を掲載しています）

- 1街区（※1）の面積の概ね1/2未満であること（人口集中地区(DID地区)を除く※2）
- 1街区につき2箇所以下であること
- 農地の場合は1,000㎡未満であること
- すでに解放している街区公園、児童遊園地や堆雪可能な町内会館敷地が隣接、道路（※一定の幹線道路除く）向かいにないこと（街区公園などは堆雪場の数、面積に加算します）
- 高低差が著しいなど利用に適さない土地でないこと
- その他、明らかに利用に適さない土地でないこと

※1 道路、鉄道、河川、水路などによって囲まれた区域を指します。

※2 DID地区とは、市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km²当たり4,000人以上の国勢調査区基本単位）が連たんして、その人口が5,000人以上となる地区です。

3. 手続き方法（別紙フロー参照）

事業の流れは以下のようになります。

※昨年度この事業を活用し、今年度も昨年と同様の状況であり継続を希望する場合は、2の「事業対象確認願」を省略することができます。（別添様式第2-1号での届出のみ）

1. 町内会と土地所有者で相談	堆雪場を利用する町内会と土地所有者で相談してください
2. 事業対象確認願 (継続の場合は省略できます)	利用の了承をもらったら、事業対象となるかの確認願を提出してください
3. 土地使用貸借契約 (昨年度の契約が有効であれば省略できます)	事業対象確認の結果を通知しますので、その後に使用貸借契約を締結してください (継続で確認願を省略の場合は確認結果の通知なし)
4. 堆雪場設置の届出 (継続の場合は様式2-1で届出)	契約書を作成したら、そのコピー等を添付して届出してください (継続の場合は省略できる書類あり)
5. 堆雪場利用	市で堆雪場に看板や囲いロープなどを設置し、地域住民へ明示しますのでマナーを守って利用してください
6. 道路維持課で固定資産税減免申請	5月上旬、地権者の方に固定資産税の納税通知書を送付しますが、納付はお待ちください
7. 固定資産税の納付	減免承認後の税額を記載した納税通知書を送付しますので、これにより納付ください

※契約書のひな型を事業対象確認結果の通知の際に同封いたしますので、ご利用ください。



4. 提出書類（別添様式集に掲載）

書類		内容	新規	継続
事業対象確認願	確認願	町内会等からの申込み	必要 (様式1)	不要
	位置図、案内図	対象地が確認できるもの	必要	不要
堆雪場設置の届出	届出書	町内会等と土地所有者連名の届出	必要 (様式2)	必要 (様式2-1)
	確認通知書の写し	市からの事業対象確認結果の通知	必要	不要
	使用貸借契約書の写し	町内会等と土地所有者の契約	必要	昨年度の契約が有効であれば不要
	同意書	看板等設置、職員立入り等についての同意	必要 (様式3)	不要
	委任状(減免申請)	固定資産税の減免申請に関する委任	必要 (参考様式)	必要 (参考様式)
その他必要書類(※)			必要	必要

※その他必要書類は、以下のようなものです。

- ・土地所有者と納税義務者が異なる場合は、納税義務者の名前が確認できる書類(直近の納税通知書、課税証明書)

- ・農地の場合は、転用手続き終了が確認できる、または終了見込みであることを証する書類
- ・堆雪場に通じる道路が道路形態でない場合は、通行に制限がないことを証明する書類(通行承諾書など)

5. 申し込み期間

(1) 事業対象確認

○令和2年11月20日(金)まで

(2) 堆雪場設置の届出

○令和2年11月30日(月)まで



6. 申し込み場所

秋田市建設部道路維持課（新庁舎3F）および

北部・中央・西部・東部・南部・河辺・雄和の各市民サービスセンターの窓口 計8箇所

受付時間は月曜日から金曜日（祝祭日を除く）午前9時から午後5時までです。

7. 注意事項

(1) 堆雪場の利用について

○利用時の管理は町内会等で責任をもって実施してください。

○トラブル防止のため土地所有者と事前に取り決めをしてください。

- ・スノーダンプなどによる人力作業を想定していますが、軽トラックなどによる排雪の可否
- ・物損事故、終了後の清掃、契約期間終了後に雪が残った場合の処理
- ・雪融けを考慮した使用貸借期間の設定

○終了後の清掃は、ボランティア清掃の対象となります。

問い合わせ：環境都市推進課（電話 888-5706）

○万一の物損事故等に備え、自治会活動保険への加入等をお勧めします。

○市で道路除雪により発生する雪をこの堆雪場に搬入するよう指示することはありません。

○市は、事故、トラブルの解決、この堆雪場に堆積した雪の排雪作業を実施しません。

(2) 固定資産税の減免について

○減免申請手続は、道路維持課で行います。

○事業対象期間は、原則として「12月1日～3月31日」です。また、固定資産税の減免割合は、事業に利用した月数に応じます。このため、雪解けを考慮して使用貸借期間を長くした場合でも、減免割合には影響しません。

○5月上旬、地権者の方に固定資産税の納税通知書を送付しますが、納付はお待ちください。後日、減免承認後の税額を記載した納税通知書を送付しますので、これにより納付ください。

○税納付に口座払いを利用されている方については、第1期分のみ納付書払いとなりますのでご了承ください。

○届出後に土地所有者が変更になった場合は、速やかに道路維持課へ申出してください。

8 お問い合わせ

(1) 小規模堆雪場事業に関する問い合わせ

秋田市建設部道路維持課ゆき対策担当	
〒	010-8560
所在地	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所 新庁舎 3F
電話	018-888-5751
FAX	018-888-5752
e-mail	ro-csmt@city.akita.lg.jp



(2) 固定資産税に関する問い合わせ

秋田市企画財政部資産税課	
〒	010-8560
所在地	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所 新庁舎 2F
電話	018-888-5477 018-888-5479 018-888-5480
FAX	018-888-5478
e-mail	ro-fnpt@city.akita.lg.jp



セキキッズ